入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年7月26日

東広島市長 髙垣廣徳

1 入札に付する事項

(2) 物品·委託役務管理番号 13060026

(3) 物品委託役務内容 建築基準法に基づき、東広島市役所本庁舎本館等建築物等の定期点検を行うも

 \mathcal{O}_{c}

(4)納入・履行期間 契約締結日の翌日から令和6年11月29日まで

(5) 納入・履行(就業)場所 東広島市役所本庁舎本館ほか2施設

(6) 予定価格 落札後公表

(7) 最低制限価格 なし

(8)入札方式 一般競争入札

(9) 入札区分 紙入札

(10) 使用する契約約款 業務委託契約約款 (成果物の製造)

(11) 契約種別 総価契約

(12) 収入印紙 要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

アイ	令和3年1月1日から令和6年12月 31日までの東広島市物品役務等競争 入札参加資格として次の入札参加資格 認定区分の認定を受けている者 法令等による登録等	建築保全>建築物の定期点検(12 条点検) 問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
	NE VIII. and late and the late	
工	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
才	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和6年4月22日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入 札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

東広島市建築物維持管理(その他業務)共通標準事項を適用する。

日程等

	手 続 き 等	期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和6年7月26日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課(契約担当 所属)で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6問い合わせ先(契約担当所属)」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本 等閲覧期間	令和6年7月26日~ 令和6年8月23日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得(平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。)別記様式第2号(第4条関係))により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。 東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
工	同等品確認回答 閲覧期間		果広島巾が一ムペーンに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和6年7月26日~ 令和6年8月2日 (午前8時30分~午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式(入札心得別記様式第1号(第4条関係))により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 財務部 管財課(発注担当所属) 東広島市西条栄町8番29号(本庁本館6階) 電話番号 082-420-0908 /ファクシミリ番号 082-422-6850 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
力	回答書閲覧期間	令和6年8月7日~ 令和6年8月23日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
+	入札期間	令和6年8月21日~ 令和6年8月22日 (午前9時00分~午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課(契約担当所属) 東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階) 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。)。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
Property of the control of the contro	開札日時	令和6年8月23日 午前11時30分	開札場所 入札室(東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、 開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者(当該入札が無効となったものを除く。)が参加できるものとする。 再度の入札(1回目)を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札(1回目)の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料(以下「資格要件確認資料」という。)の提出を求 めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (〇印)	備考
ア人札参加資格確認申請書		
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることがで
エ 配置予定技術者届出書		きる。
才履行実績確認表		
カ履行実績証明書(物品・委託役務)		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
クその他		

- (2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。 (3) 提出期限
- 問い合わせ先(契約担当所属)」のとおり。 (4) 提出先

(5) その他 入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。 資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めるこ とがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

問い合わせ先 (契約担当所属) 6

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階)

電話番号 082-420-0930

ファクシミリ番号 082-431-0077

令和6年度東広島市役所本庁舎本館ほか建築物等定期点検業務 仕様書

1 業務名

令和6年度東広島市役所本庁舎本館ほか建築物等定期点検業務

2 履行場所

東広島市役所本庁舎本館ほか2施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日まで

4 業務対象施設の名称及び建物概要

別紙のとおり

5 業務内容

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく特定建築物の定期点検を行うもの。

₩₹₩		点検内容	
施設名称	建築物	防火設備	建築設備
東広島市役所本庁舎本館	0	0	0
東広島市黒瀬支所南館	×	0	0
東広島市河内支所	×	0	0

6 業務目的

本業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、建築物等について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、構造耐力、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

7 点検実施者

本業務の点検は、建築基準法第12条第2項及び第4項に規定する定期点検有資格者によることとする。ただし、平成28年国土交通省告示第483号の第2及び第4に定める要件により資格を得たものを除く。

8 業務仕様

本業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、建築物等の損傷、腐食その他の 劣化の状況を点検し、記録する。

(1) 本業務の点検項目及び判定基準は、国土交通省の次の告示による。

本業務の該当	点検内容	告示
0	建築物	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点 検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定め る件(平成20年国土交通省告示第282号)
0	防火設備	防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における 点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表 を定める件(平成28年国土交通省告示第723号)
0	建築設備	建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告に おける検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並び に結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国 土交通省告示第285号)

- (2) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市建築物維持管理(その他業務)共通標準 事項(以下「標準事項」という。)による。
- (3) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、発注者と協議するものとする。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。

9 資料の貸与及び返却

- (1)発注者が保有する「竣工図」等の業務に関する資料は、資料借用書の作成をもって受注者に無償にて貸与する。貸与期間は、2週間を限度とする。
- (2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなったとき又は委託業務完了後に、速やかに返却すること。
- (3) 万一資料に損傷を与えた場合には、受注者が責任を持って修復すること。

10 提出書類

- (1) 受注者は、点検の結果等の記録を報告書としてまとめ、速やかに発注者に提出し、実地 又は書面による確認を受けるものとする。
- (2) 点検内容ごとに次の書類を1部作成し、東広島市役所財務部管財課へ提出すること。

・定期調査(検査)報告書様式1・定期調査(検査)報告概要書様式2

・調査(検査)結果表 様式3-1~様式3-4及び別表

調査(検査)結果図 様式4関係写真 様式5

11 その他業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務実施前に発注者と作業日程及び作業内容について打ち合わせを行い、作業計画書を作成し、承諾を受けること。
- (2) 受注者が点検等の業務を行う際には、施設管理者等を立ち会わせることとする。

- (3) 点検日時について、施設利用者等に支障が出る作業は閉庁日に実施するものとする。
- (4) 受注者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期すこと。
- (5)業務の実施に当たっては、施設利用者等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の施設利用者等の迷惑とならないよう注意すること。
- (6)業務の実施に当たっては、施設内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。
- (7)業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令を遵守し、安全管理について万全 を期すこととする。
- (8)業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- (9) 受注者は、発注者から業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、必要に 応じて補足説明及び立会い等の措置を取ること。
- (10) 受注者は、適正に業務を完了させるため、業務実施責任者及び業務担当者からなる業務 実施体制を組織し、業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、受注 者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- (11) 受注者は、本業務で知り得た事項及び関連資料を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (12) 駐車場については、他の施設利用者に支障がない範囲で利用できるものとする。
- 12 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市財務部 管財課 庁舎管理係

電 話 (082) 420-0908

FAX (082) 422-6850

別紙

業務対象施設の名称及び建物概要

施設名称	構造	竣工年	延床面積 (㎡)
東広島市役所本庁舎本館	PCaPC 造+鉄骨造 地上 10 階地下 1 階	H24	17, 477
東広島市黒瀬支所南館	RC 造 地上 5 階	S60	1, 834
東広島市河内支所	RC 造 地上 3 階	Н7	2, 789

【様式1】 第三十六号の二様式(第五条関係)(A4)

定期調査報告書

(第一面)

建築基準法第12条第2項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、 事実に相違ありません。

事実に相違ありませ	たん。					
特定行政庁	様					
			令和 4	F 月	日	
			報告者氏名	<u></u>		印
			調査者氏名	 		印
【イ. 氏名のフ	゚ リガナ】					
【口. 氏名】						
【ハ.郵便番号	 					
【二. 住所】						
【ホ. 電話番号	[-]					
【2. 管理者】						
【イ. 氏名のフ	リガナ】					
【口. 氏名】						
【ハ. 郵便番号	 -					
【二.住所】						
【ホ. 電話番号	[-]					
【3. 調査者】						
(代表となる調査	[者]					
【イ. 資格】	()建築士	()登録第		号	
	特定建築物調査員		第		뭉	
【ロ. 氏名のフ	7リガナ】					
【八. 氏名】						
【二.勤務先】						
	() 建築士事務所	()知事登録第		号	
【ホ. 郵便番号						
【个. 所在地】	_					
【卜. 電話番号						
(その他の調査者		,	and has been			
【イ. 資格】	()建築士	()登録第		号	
I	特定建築物調査員		第		号	
【ロ.氏名のフ	′リガナ】					
【八.氏名】						

【二.	勤務先】							
	()	建築士事務所	() 5	知事登録	第	号
【ホ.	郵便番号】							
[^.	所在地】							
[F.	電話番号】							
【4. 報告	F対象建築物 】							
【イ.	所在地】							
【口.	名称のフリガナ]						
【 小 .	名称】							
【二.	用途】							
【5.調查	Eによる指摘の概	要】						
【イ.	指摘の内容】		□要是正の指摘あり	(□既存不適格)		口指	摘なし	
【口.	指摘の概要】							
【 小 .	改善予定の有無]	□有(年	月に改善予定)		□無		
【二.	その他特記事項							
※受付欄			※特記欄			[※整理番号欄	
	年 月	月						
第		号						
係員氏名								

【1. 敷地の位置】							
【イ. 防火地域等】 □[8	方火地域	□準	防火地域				
	その他()	□指定なし	
【口. 用途地域】							
【2. 建築物及びその敷地の棚	既要】						
【イ. 構造】 □鉄筋=	コンクリー	- ト造	□鉄骨領	鉄筋コ	ング	フリート造	
□鉄骨近	告		口その位	也 ()	
【口. 階数】 地上	階	地下	ľ	谐			
【ハ. 敷地面積】		m^2					
【二.建築面積】		m^2					
【ホ. 延べ面積】		m²					
【3. 階別用途別床面積】		(用途)	(床面積)	
【イ. 階別用途別】	(階) ()	(m²)	
		()	(m²)	
	(階) ()	(m²)	
		()	(m²)	
	(階) ()	(m²)	
		()	(m²)	
	(階) ()	(m²)	
		()	(m²)	
	(階) ()	(m²)	
		()	(m²)	
		()	(m²)	
【ロ.用途別】		()	(m²)	
		()	(m²)	
		()	(m²)	
【4. 性能検証法等の適用】	□耐火性					□防火区画検証法	
			検証法(階)		
	□階避難			階	-)		
	□全館遊		検証法				
-	□その他	1 ()
【5. 增築、改築、用途変更等							,
	年			要()
	年			要()
	年			要()
	年	月	日 概	要()

【6. 関連図書の整備状況】			
【イ.確認に要した図書】	□有(□各階平面図あり)	□無	
【□.確認済証】 □有	□無		
	交付番号	年 月 日第	号
	交付者 □建築主事等	□指定確認検査機関()
【ハ. 完了検査に要した図書	□有□無		
【ニ.検査済証】 □有	□無		
	交付番号	年 月 日第	뭉
	交付者 □建築主事等	□指定確認検査機関()
【ホ.維持保全に関する準則	又は計画】 □有 □無		
【へ.前回の調査に関する書	類の写し】 □有 □無	□対象外	
【7. 備考】			

割	杳等	0	畑	퓆
可用	1月. 寸	V)	TEAL	*

				(м/—тш	,		
間査等の機	挺要						
【 1 . 調査	至及び検査の状況】						
【イ.	今回の調査】		年	月	日実施		
【口.	前回の調査】	□実施(年	月	日報告)	□未実施	
【八.	建築設備の検査】	□実施(年	月	日報告)	□未実施	
【二.	昇降機等の検査】	□実施(年	月	日報告)	□未実施	
【ホ.	防火設備の検査】	□実施(年	月	日報告)	□未実施	
【2. 調査	匠の状況】						
(敷地及	び地盤)						
【イ.	指摘の内容】	□要是正0	つ指摘あり	(□既存	不適格)	□指摘なし	
【□.	指摘の概要】						
【八.	改善予定の有無】	□有(年	月に改	善予定)	□無	
	かの外部)						
_	指摘の内容】	□要是正0	り指摘あり	(□既存	不適格)	□指摘なし	
	指摘の概要】						
【八.	改善予定の有無】	□有(年	月に改	善予定)	□無	
	び屋根)						
_	指摘の内容】	□要是正0	り指摘あり	(□既存	不適格)	□指摘なし	
【口.	指摘の概要】						
_		□有(年	月に改	善予定)	□無	
	かの内部)						
	指摘の内容】	□要是正の	り指摘あり	(□既存	不適格)	□指摘なし	
_	指摘の概要】						
	改善予定の有無】	□有(年	月に改	善予定)	□無	
(避難放			~ H = 1 · ·	/ - n= /			
	指摘の内容】	□要是止0	り指摘あり	(凵既存	个適格)	□指摘なし	
-	指摘の概要】	□ <i>‡</i> : /	F	□) \(\sigma \to I \).	ギュ 宀/		
	改善予定の有無】	□有(牛	月に改	善 ()	□無	
(その他			7.花卉さい	(□ pr +-	不 `苯+4·\	口をなる。	
	指摘の内容】	□安定止0	り指摘めり	(山既仔	个週俗)	□指摘なし	
_	指摘の概要】	□ <i>‡</i> : (Æ	□ 1 ≠ 7 / -	ギュ 宀/	/m:	
		□有(月に以	·	□無	
	常を添加した建築材料 蒸光建築材料の方線		_	世 罕 無 \	(該当する)	至))
11.	該当建築材料の有無	_	(飛散防止))
		□無	(水財)火火	旧旦汨丿	(,
7 ⊶	世界子学の右無】		(左 p	におぎる会	\	

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】	
【イ.耐震診断の実施の有無】□有 □無(年 月に実施予定) □対象外
【ロ. 耐震改修の実施の有無】□有 □無(年 月に実施予定) □対象外
【5. 建築物等に係る不具合等の状況】	
【イ. 不具合等】 □有 □無	
【ロ. 不具合等の記録】 □有 □無	
【ハ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定(年 月に改善予定) 口予定なし
【6. 備考】	

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善処置の概要等

(注意)

- 1. 各面共通関係
 - ① ※印のある欄は記入しないでください。
 - ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 - ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1 欄及び2 欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。 当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「二」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が 建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入 し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「二」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、 併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ① 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階選難安全性能を検証した階を、所は工記入してください。建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回調査時以降の建築(新築を除く。)、模様替え、修繕又は用途の変更 (以下「増築、改築、用途変更等」という。)について、古いものから順に記入し、確認 (建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。)を受けている場合は 建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した 年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。

- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは 「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて 「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」 マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に 関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、 併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部が あるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「二」は、(注意)⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画に ついて記入してください。
- ⑷ 6欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入して ください。
- ⑤ 建築基準法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受けている場合において、 7欄にその旨を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況(別途 建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。) に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」の チェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは 「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法 第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の 適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」の チェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき (「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。) は、「ロ」に 指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた 当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックス に「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定が ないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について 記入してください。「イ」の「有(飛散防止措置無)」又は「有(飛散防止措置有)」の チェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を 記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、 「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。 措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れて ください。
- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項 又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。 耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、 具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他 建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の 部分の脱落等(以下「不具合等」という。) について第四面の「不具合等の概要」欄に 記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された 不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う 予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、 第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」の チェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月 のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに 「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において 指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
 ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。

- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。 ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定が ある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「一」マークを 記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、 具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

【様式2】 第三十六号の三様式(第五条、第六条の三、第十一条の三関係) (A4) 定期調査報告概要書

(第一面)

調査等の	概要
------	----

【1. 所有者】				
【イ. 氏名のフリガナ]			
【口. 氏名】				
【ハ. 郵便番号】				
【二.住所】				
【2. 管理者】				
【イ. 氏名のフリガナ]			
【口. 氏名】				
【ハ. 郵便番号】				
【二. 住所】				
【3. 調査者】				
(代表となる調査者)				
【イ. 資格】				
()建築士	()登録第	号
特定	建築物調査員		第	号
【ロ. 氏名のフリガナ]			
【八.氏名】				
【二.勤務先】				
()建築士事務所	()知事登録第	号
【ホ.郵便番号】				
【个. 所在地】				
【卜. 電話番号】				
(その他の調査者)				
【イ. 資格】				
() 建築士	()登録第	号
特定	建築物調査員		第	号
【ロ. 氏名のフリガナ]			
【八. 氏名】				
【二.勤務先】				
()建築士事務所	()知事登録第	号
【ホ.郵便番号】				
【个. 所在地】				
【卜. 電話番号】				
【4. 報告対象建築物】				
【イ. 所在地】				
【ロ. 名称のフリガナ]			
【ハ. 名称】				
【二.用途】				

【5. 調査による指摘の概要]					
【イ.指摘の内容】	□要是正の指	摘あり	(□既存	不適格)	□指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】						
【ハ.改善予定の有無】	□有(年	月に改	善予定)	□無	
【ニ. その他特記事項】						
【6. 調査及び検査の状況】						
【イ. 今回の調査】		年	月	日実施		
【ロ. 前回の調査】	□実施(年	月	日報告)	□未実施	
【ハ. 建築設備の検査】	□実施(年	月	日報告)	□未実施	
【ニ. 昇降機等の検査】	□実施(年	月	日報告)	□未実施	
【ホ. 防火設備の検査】	□実施(年	月	日報告)	□未実施	
【7. 建築物等に係る不具合	等の状況】					
【イ. 不具合等】	□有 □無					
【ロ. 不具合等の記録】	□有 □無					
【ハ. 不具合等の概要】						
【ニ.改善の状況】□実	施済 □改善予	定(年	月に改割	拳 予定)	
□予	定なし(理由:)

【1. 敷地の位置】									
【イ. 防火地域】	□防火地域	□準防火均	也域						
	□その他() []指定なし	/		
【口. 用途地域】									
【2. 建築物及びその	敷地の概要】								
【イ.構造】	□鉄筋コンク	ウリート造	□鉄骨	鉄筋	コンク	フリート造	불		
	□鉄骨造		口その	他 ()	
【口. 階数】	地上	階	地下	階					
【ハ. 敷地面積】		r	n²						
【ニ.建築面積】		r	n²						
【ホ. 延べ面積】		r	n²						
【3. 階別用途別床面和	漬】	(用途)	(床面積)		
【イ. 階別用途別】	(階)()	(m^2)		
		()	(m^2)		
	(階)()	(m^2)		
		()	(m^2)		
	(階) ()	(m^2)		
		()	(m^2)		
	(階) ()	(m^2)		
		()	(m^2)		
	(階) ()	(m^2)		
		()	(m^2)		
【口. 用途別】		()	(m^2)		
		()	(m²)		
【4. 性能検証法等のi	適用】 口耐り	火性能検証法	去			□防火▷	区画検証法		
			贠証法(階)				
		達難安全検討		階))				
	□全蝕	官避難安全村	食証法						
	口その	70他()
【5. 增築、改築、用達	金変更等の経過	<u>岛</u> 】							
4	年 月 日	田 概要()
4	年 月 日	田 概要()
4	年 月 日	田 概要()
ī		概要()
【6. 関連図書の整備料	犬況】								
【イ.確認に要し7	· · · -	有(□各階፯	平面図あり)	□無	Ħ.			
【口.確認済証】	□有 □無								
	交付	付番号		年			第	号	
	3	を付者 □ □	建築主事等		指定確	雀認検査機	と関()	

(<i>^</i> .	前回の調査に関する書類の	り写し】	□有	□無	□対象	象外				
	V = . = loo = loo = tor									
【ホ.	維持保全に関する準則又は	は計画】	□有	□無						
	3	5付者	□建築主	E事等	□指定	官確認核	食査機関	関()	
	交付	寸番号			年	月	日	第	号	
【二.	検査済証】	□有	□無							
【八.	完了検査に要した図書】	□有	□無							

【7. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は同様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

調査結果表

ルチョカオル		氏 名	調査者番号
当該調査に 関与した調	代表となる調査者		
* *	その他の調査者		
基 海	その他の調査者		

,					調査結果		10.00
番号		雪田	· 有 月	——— 指摘	要是正		担当 調査者
# 7		ניים	<u>a</u>	なし		既存	番号
1	動物及	び地盤				不適格	
<u> </u>	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況		I		
	敷地		敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内	の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)			有効幅員の確保の状況				
(5)			敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐				
(7)			震対策の状況 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣				
(7)			租債這の嫌又は補強コングリートプロッグ這の嫌等の名 化及び損傷の状況				
(8)	擁壁		権壁の劣化及び損傷の状況				
(9)			擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物	の外部			•		
(1)	基礎		基礎の沈下等の状況				
(2)			基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台	(木造に限る。)	土台の沈下等の状況				
(4)			土台の劣化及び損傷の状況				
(5)		躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分のは小光等の地温				
(6)	壁		の防火対策の状況 木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			A 造の外壁躯体の劣化及の損傷の状況 組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		1		
(8)			祖領這の外壁和体の劣化及の損傷の状況 補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷		-		
(0)			の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁				
(11)		从	躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(12)							
(13)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷				
(15)		窓サッシ等	の状況				
(15) (16)		窓リツン寺 	サッシ等の劣化及び損傷の状況 はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		/ 生に系術で40/に対し次、生調主/下級寺	支持部分等の劣化及び損傷の状況				
` /	屋上及	なび屋根	SAMPLY 4 - SALONG SAM - MADE				
	屋上面	ī	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周	り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)	□ Le	(B 1 7 2 5 5 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況				
	座根	(屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況				
(7) (8)	14K D.D. 177	- バー 佐藤 (冷却な乳) - - - - - - - - -	屋根の劣化及び損傷の状況				
(9)	饿奋及	び工作物(冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況				
` '		小 中期	ヘロ HP刀 サッカ IL区 UT貝 圏の小仏		<u> </u>		
4 1	建築型						
	建築物		区画の状況				
(1) (2)	防	令第112条第11項から第13項までに規定する					
(1)	防火区						
(1) (2)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か					
(1) (2) (3)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況	ら第10項までの各項に規定する区画の状況				
(1) (2) (3)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況	ら第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規				
(1) (2) (3) (4) (5)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	ら第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(1) (2) (3) (4)	防火区画壁	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況	今第112条第16項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状				
(1) (2) (3) (4) (5)	防火区画壁の	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	今第112条第16項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(1) (2) (3) (4) (5)	防火区画壁の室	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	今第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	防火区画壁の	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	6第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(1) (2) (3) (4) (5)	防火区画壁の室内に面	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	6第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	防火区画壁の室内に面す	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	6第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	防火区画壁の室内に面する	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	6第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	防火区画壁の室内に面する部	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	○第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 無積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 対別の変別を変別を変別を変別を変別を変別を変別を変別を変別を変別を変別を変別を変別を変				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)	防火区画壁の室内に面する部分	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	今第112条第16項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況。 本造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 網強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 禁胃造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 鉄筒コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	防火区画壁の室内に面する部分	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部 躯体等	ト第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 、方の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 、経過では、大変の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 には、大変の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 には、大変の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 を持造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 には、大変を変更を表現して、大変を表現りまする。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなりでは、まれるなりできれる。まれるなりでする。まれるなどのできれるなりでする。まれるなりでする。まれるなどのできれるなりでする。まれるなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでするなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでするなりでするなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでするなりでするなりでするなりでするなりでするなりです				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)	防火区画壁の室内に面する部分	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	ト第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 本造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 網強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 まずとしている。				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	防火区画壁の室内に面する部分	令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部 躯体等	ト第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 、方の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 、経過では、大変の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 には、大変の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 には、大変の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 を持造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 には、大変を変更を表現して、大変を表現りまする。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなどのできれる。まれらなりでは、まれるなりできれる。まれるなりでする。まれるなどのできれるなりでする。まれるなりでする。まれるなどのできれるなりでする。まれるなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでするなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでするなりでするなりでするなりでする。まれるなりでするなりでするなりでするなりでするなりでするなりでするなりでするなりです				

(15)		A 第114名 区 担 中 土 フ 田 時 日 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	人数114名17相党士7用略 - 朗从园晚开水园晚办此识	Ι	ı	
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び 隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(17)	床	室内に面する部分 躯体等	 木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)	M		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯			
			体の劣化及び損傷の状況			
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床の限る。)	準耐火性能等の確保の状況			
(21)		四を特成する外の取る。)	部材の劣化及び損傷の状況 給水管、配雷管その他の管又は風道の区画貫通部の充填			
(22)			特の処理の状況			
(23)			室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(24)	井	の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			
(26)	防火部	l Q備(防火扉、防火シャッターその他これら	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況			
(27)	に類す	けるものに限る。) 又は戸	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に			
			設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況			
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基			
(20)			準への適合の状況			
(29)			防火扉又は戸の開放方向			
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況			
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況			
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置 常閉防火扉等の固定の状況			
-	照明剝	 程具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況			
(35)	···· > 1.8	The second secon	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等			
			の状況			
(36)	警報部		警報設備の設置の状況			
(37)	口亡。	7 T 484 E	警報設備の劣化及び損傷の状況			
(38)	店至0	D採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況 採光の妨げとなる物品の放置の状況			
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況			
(41)			換気設備の設置の状況			
(42)			換気設備の作動の状況			
(43)			換気の妨げとなる物品の放置の状況			
(44)	石綿等	幹を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿 の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超える			
			もの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況			
1 1						
1					I	
(45)			吹付け石綿等の劣化の状況			
(45) (46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置			
(46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置 の実施の状況			
(46) (47)	避難が	施設等	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置			
(46) (47) 5 (1)	令第1	施設等 20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(46) (47) 5 (1) (2)	令第1		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3)	令第1: 廊下	-20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4)	令第1	-20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5)	令第1 廊下 出入口	20条第2項に規定する通路 コ	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6)	令第1: 廊下 出入口 屋上広	20条第2項に規定する通路 コ	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	令第1: 廊下 出入口 屋上広	20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 地入口の確保の状況 物品の放置の状況 基上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)	令第1: 廊下 出入口 屋上広	20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 切入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 壁上方場の確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	令第1: 廊下 出入口 屋上加	20条第 2 項に規定する通路 コ	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 壁難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	令第1: 廊下 出入口 屋上加	20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 世上広場の確保の状況 整単上有効なバルコニーの確保の状況 軽難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 複品の放置の状況 連難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第 2 項に規定する通路 コ	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 壁難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第 2 項に規定する通路 コ	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 世上広場の確保の状況 壁上広場の確保の状況 壁難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 複品の放置の状況 極端と有効ながルコニーの確保の状況 種難と有効ながルコニーの確保の状況 種難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 コ 広場 上有効なバルコニー 階段	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 地入口の確保の状況 地入口の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 野島の放置の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 避難影具の操作性の確保の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 毛すりの設置の状況 軽量の設置の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 コ 太場 上有効なバルコニー 階段 屋内に設けられた避難階段	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 地入口の確保の状況 物品の放置の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 事態上有効なバルコニーの確保の状況 連難器具の操作性の確保の状況 適通階段の設置の状況 直通階段の設置の状況 手すりの設置の状況 手すりの設置の状況 軽弱の確保の状況 軽難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 軽難器具の操作性の確保の状況 種類の確保の状況 種類の確保の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 コ 広場 上有効なバルコニー 階段	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 切出入口の確保の状況 物品の放置の状況 基上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 に直階段の設置の状況 幅員の確保の状況 を発力の設置の状況 を発力の設置の状況 を関連ないが、といるによりの設置の状況 を関連ないが、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりでは、といるによりによりでは、といるによりによりでは、といるによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 コ 太場 上有効なバルコニー 階段 屋内に設けられた避難階段	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 地入口の確保の状況 物品の放置の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 事態上有効なバルコニーの確保の状況 連難器具の操作性の確保の状況 適通階段の設置の状況 直通階段の設置の状況 手すりの設置の状況 手すりの設置の状況 軽弱の確保の状況 軽難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 軽難器具の操作性の確保の状況 種類の確保の状況 種類の確保の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 工 工場 上有効なバルコニー 階段 屋内に設けられた避難階段 屋外に設けられた避難階段	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 切出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 壁難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 地離型の強性性の確保の状況 連難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 軽難器具の操作性の確保の状況 電力の確保の状況 を発露の表質の状況 を関係の数置の状況 を関係の状況 を関係のが表現で表現で表現で表現である。			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 工 工場 上有効なバルコニー 階段 屋内に設けられた避難階段 屋外に設けられた避難階段	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 慶難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 連難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 下すりの設置の状況 を監禁器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 を関係の状況 を変の構造のでは、 でといるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22)	令第1: 帝下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 工 工場 上有効なバルコニー 階段 屋内に設けられた避難階段 屋外に設けられた避難階段	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 りの放置の状況 連難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 下すりの設置の状況 を強力の設置の状況 を強力の設置の状況 を関連を各部の劣化及び損傷の状況 を関連を各部の劣化及び損傷の状況 を関連を各部の劣化及び損傷の状況 を関連を各部の劣化及び損傷の状況 を関連をの構造の確保の状況 を関連をの間の防火区画の確保の状況 所改生の確保の状況 に関連をのはでしていたできる窓の状況 を変の特定の特別のできる窓の状況 付室等の排煙設備のかって開くことができる窓の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23)	令第1: 一个解析 一个解析 一个解析 一个解析 一个解析 一个解析 一个解析 一个解析	20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 置上広場の確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 整難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 下すりの設置の状況 糖員の確保の状況 を難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 を変の構造のでは、 防設室の構造の確保の状況 をといてしていては一変にある。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24)	令廊 出 屋避 階段 排	20条第2項に規定する通路 工 工場 上有効なバルコニー 階段 屋内に設けられた避難階段 屋外に設けられた避難階段	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 物品の放置の状況 物品の放置の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 季難上有効なバルコニーの確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 連難器具の操作性の確保の状況 逃難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 物品の放置の状況 物品の放置の状況 物品の放置の確保の状況 下すりの設置の状況 物品の放置の状況 物品の放置の状況 物品の放置の状況 物品の放置の状況 物品の放置の状況 特品の放置の状況 で良本の構造の確保の状況 医内と階段との間の防火区画の確保の状況 所放性の確保の状況 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の定面の状況 付室等の排煙設備の作動の状況 付室等の排煙設備の作動の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23)	令廊 出 屋避 階段 排煙設	20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 置上広場の確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 整難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 下すりの設置の状況 糖員の確保の状況 を難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 を変の構造のでは、 防設室の構造の確保の状況 をといてしていては一変にある。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25)	令廊 出 屋避 階段 排煙設備	20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 地入口の確保の状況 物品の放置の状況 基上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 連難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 直通階段の設置の状況 順更確保の状況 野よりの設置の状況 を当りの設置の状況 を当りの設置の状況 を当りの設置の状況 を当りの設置の状況 を当りの設置の状況 を表示の劣化及び損傷の状況 をとの構造の確保の状況 を関を各部の劣化及び損傷の状況 をでなる。 がルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備の作動の状況 付室等の排煙設備の作動の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況 防煙区画の設置の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28)	令廊 出 屋避 階段 排煙設備	20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 切出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 略段の設置の状況 をとしているでは、 をとしているでは、 を変の構造のでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 でないのでは、 できいができる窓の状況 付室等の排煙設備の作動の状況 付室等のがとしているできる窓の状況 がよりできるのが、 できるのが、 できるのが、 できるのが、 できるのが、 できるのが、 できるのが、 できのが、 できるのでできるのが、 できるのが、 できるのが、 できるのが、 できるのが、 できるのが、 でするのが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 で			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29)	令廊 出 屋避 階段 第1 上 上 上 提 上 近 上 上 2 <td< td=""><td>20条第2項に規定する通路 な場</td><td>除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 切出入口の確保の状況 類品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 地難と有効なバルコニーの確保の状況 連難と有効なバルコニーの確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅段を部の劣化及び損傷の状況 階段客部の劣化及び損傷の状況 階段客部の劣化及び損傷の状況 内と階段との間の防火区画の確保の状況 開放性の確保の状況 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備ので動の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況 防煙を画の設置の状況 切出の放置の状況 対よの対理を表していて表していできる窓の状況 が出るの放置の状況 対よの対理の設置の状況 対場の設置の状況 対場の設置の状況 対場の設置の状況 対場の設置の状況 対域の設置の状況 対域の対域の表していて表していてきる窓の状況 対域のの設置の状況 対域のの設置の状況 対域の作動の状況 対域の作動の状況</td><td></td><td></td><td></td></td<>	20条第2項に規定する通路 な場	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 切出入口の確保の状況 類品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 地難と有効なバルコニーの確保の状況 連難と有効なバルコニーの確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅段を部の劣化及び損傷の状況 階段客部の劣化及び損傷の状況 階段客部の劣化及び損傷の状況 内と階段との間の防火区画の確保の状況 開放性の確保の状況 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備ので動の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況 防煙を画の設置の状況 切出の放置の状況 対よの対理を表していて表していできる窓の状況 が出るの放置の状況 対よの対理の設置の状況 対場の設置の状況 対場の設置の状況 対場の設置の状況 対場の設置の状況 対域の設置の状況 対域の対域の表していて表していてきる窓の状況 対域のの設置の状況 対域のの設置の状況 対域の作動の状況 対域の作動の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30)	令廊 出 屋避 階段 排煙設備等 そ	20条第2項に規定する通路	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 切品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 地離りの離保の状況 連難と有効なバルコニーの確保の状況 連難と有効なバルコニーの確保の状況 直通階段の設置の状況 地震の放置の状況 を難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 を難器具の操作性の確保の状況 再身の確保の状況 手すりの設置の状況 をと部の劣化及び損傷の状況 階段各部の劣化及び損傷の状況 階段室の構造の確保の状況 層内と階段との間の防火区画の確保の状況 別放性の確保の状況 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備ので動の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況 防煙区画の設置の状況 防煙車れ壁の劣化及び損傷の状況 可動式防煙垂れ壁のので動の状況 排煙設備の設置の状況 排煙設備ので動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31)	令廊 出 屋避 階段 排煙設備等 そのは	20条第2項に規定する通路 大場	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 財品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 事業と有効なバルコニーの確保の状況 再すり等の劣化及び損傷の状況 整難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 野な部の劣化及び損傷の状況 階段名部の劣化及び損傷の状況 階段室の構造の確保の状況 階段室の構造の確保の状況 所との確保の状況 が出こしているでは、 がルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備ので動の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況 防煙区画の設置の状況 防煙区画の設置の状況 防煙運れ壁の劣化及び損傷の状況 防煙運れ壁の劣化及び損傷の状況 防煙運れ壁の劣化及び損傷の状況 防煙運れ壁の劣化及び損傷の状況 防煙運れ壁のの状況 防煙煙れ壁の数置の状況 排煙設備の設置の状況 排煙設備の設置の状況 排煙設備の段置の状況 非常用の進入口等の設置の状況 非常用の進入口等の設置の状況 非常用の進入口等の設置の状況 非常用の進入口等のといる。			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30)	令廊 出 屋 選 階段 排煙設備等 その他の第1:	20条第2項に規定する通路 な場	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 切品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 地離りの離保の状況 連難と有効なバルコニーの確保の状況 連難と有効なバルコニーの確保の状況 直通階段の設置の状況 地震の放置の状況 を難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 を難器具の操作性の確保の状況 再身の確保の状況 手すりの設置の状況 をと部の劣化及び損傷の状況 階段各部の劣化及び損傷の状況 階段室の構造の確保の状況 層内と階段との間の防火区画の確保の状況 別放性の確保の状況 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備ので動の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況 防煙区画の設置の状況 防煙車れ壁の劣化及び損傷の状況 可動式防煙垂れ壁のので動の状況 排煙設備の設置の状況 排煙設備ので動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動の状況			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32)	令廊 出 屋避 階段 排煙設備等 その他の設 1	20条第2項に規定する通路 大場	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 要難上有効なバルコニーの確保の状況 基難上有効なバルコニーの確保の状況 基難上有効なバルコニーの確保の状況 直通階段の設置の状況 糖量の確保の状況 再すり等の劣化及び損傷の状況 を監験の設置の状況 を関連の変質の状況 を関連しているでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
(46) (47) 5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33)	令廊 出 屋 選 階段 排煙設備等 その他の第1:	20条第2項に規定する通路 大場	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 整難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 野童の設置の状況 を出る放置の状況 を出るの放置の状況 を出るの放置の状況 を関係の状況 を関係の状況 を関係の表別 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			

(36)				物品の放置の状況					
(37)				非常用エレベーターの作動の					
(38)		非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の料	犬況				
(39)				非常用の照明装置の作動の料	犬況				
(40)				照明の妨げとなる物品の放置	置の状況				
6	その他	<u> </u>		•				•	•
(1)	等特	膜構造建築物の膜体、耳	p付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び	ド損傷の状況				
(2)	殊			膜張力及びケーブル張力の料	犬況				
(3)	な	免震構造建築物の免震層	層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の料	犬沢(免震装置が可視状態に				
	構			ある場合に限る。)					
(4)	造			上部構造の可動の状況					
(5)	避雷討	と 備		避雷針、避雷導線等の劣化力	及び損傷の状況				
(6)		建築物に設ける煙突		煙突本体及び建築物との接合	合部の劣化及び損傷の状況				
(7)	突			付帯金物の劣化及び損傷の料	犬況				
(8)		令第138条第1項第1号	に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の料	犬況				
(9)				付帯金物の劣化及び損傷の料	犬 況				
7	上記以	外の調査項目		•					•
その化	1確認	事項							
法第1	2条第3	項の規定による検査を要	要する防火設備の有	無					
□有	(ß	皆) □無							
特記事	項								
番号		調査項目	指拍	歯 の具体的内容等	改善策の具	体的内容	等		改善(予 定)年月

(注意)

- この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に 3 調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いませ
- (4)
- (5)
- 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。 「調査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してく (6)
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に〇印を記入してください。 (7)
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。 (8)
- 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査 者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 7 「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加
- 7 「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
 ① 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
 ② 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付してください。

	番号	調査項目
		敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3)から(5)	敷地内の通路
		塀等
	(8)から(9)	擁壁
		建築物の外部
	(1)から(2)	基礎
	(3)から(4)	土台(木造に限る。)
	(5)から(18)	外壁
		屋上及び屋根
	(1)	屋上面の状況
		屋上周りの状況(屋上面を除く。)
		屋根(屋上面を除く。)
		機器及び工作物(冷却等設備、等)
	4	建築物の内部
	(1)から(5)	防火区画
	(6)から(16)	壁の室内に面する部分
	(17)から(22)	床
	(23) から (25)	天井
	(26) から (33)	防火設備又は戸
	(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
	(36) から (37)	警報設備
	(38) から (43)	居室の採光及び換気
	(44) から (47)	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第120条第2項に規定する通路
	(2)から(3)	廊下
	(4)から(5)	出入口
	(6)	屋上広場
	(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
	(11)から(23)	階段
	(24) から (29)	排煙設備等
	(30) から (40)	その他の設備等
	6	その他
	(1)から(4)	特殊な構造等
	(5)	避雷設備
	(6)から(9)	煙突
	7	上記以外の調査項目
注)配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。		

関係写真

部位 番号 調査項		查項目	調査	結果	
마기고				□ 要是正	□ その他
			特記事項		
			_		
	写真貼付	 			
		•			
			_		
	番号		査項目	調本	結果
部位	H 7	D/H	<u> </u>	□ 要是正	- MA
			特記事項	□ 女足皿	
			N m + K		
	æ≠n./	ı			
	写真貼代	t			
	写真貼代	t			
	写真貼付	t			
	写真貼代	t			
	写真貼代	t			
	写真貼代	t			
	写真貼代	t			

- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適 格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目 がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。 3
- 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、 それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

【様式1】 第三十六号の六様式 (第六条、第六条の二の二関係) (A4)

係員印

定期検査報告書

(建築設備(昇降機を除く。))

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に

相違ありる		MUNICIO DE ALAMANA.		σ / ο ⊂ • / π/		1 1 7, 1	XIS T A	, –
特定行政	文 庁	様						
				令和	年	月	目	
				報告	者氏名			印
				 給查	者氏名			印
【1. 所有								
	プロ ル 氏名のフリガナ】							
	氏名】							
	郵便番号】							
	住所】							
	電話番号】							
【2.管理								
【イ.	氏名のフリガナ】							
【口.	氏名】							
【八.	郵便番号】							
【二.	住所】							
【ホ.	電話番号】							
【3. 報告	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -							
【イ.	所在地】							
【口.	名称のフリガナ】							
【八.	名称】							
【二.	用途】							
【4. 検査	荃による指摘の概要]						
【イ.	指摘の内容】	□要是正の指摘あり	(□既存不適格)	□指摘	iなし			
【口.	指摘の概要】							
【八.	改善予定の有無】	□有(年	月に改善予定)	□無				
	その他特記事項】							
※受付欄		※特記欄			※整理番	:号欄		
	年 月 日							
第	号	-						

建築設備の状況等

A COLOR OF THE STATE OF THE STA			
【1. 建築物の概要】			
【イ. 階数】 地上 階	地下 階		
【口. 建築面積】	m^2		
【ハ. 延べ面積】	m^2		
【二. 調査対象建築設備】□換気設備	□排煙設備 □]非常用の照明装置	
□給水設備及び	排水設備		
【2. 確認済証交付年月日等】			
【イ.確認済証交付年月日】	年 月	日 第 号	
【□.確認済証交付者】 □建築主事	□指定確認検査	E機関()	
【八. 検査済証交付年月日】	年 月	日 第 号	
【二.検査済証交付者】 □建築主事	□ □指定確認検査	E機関()	
【3. 検査日等】			
【イ. 今回の検査】 年	月 日実施		
【ロ. 前回の検査】□実施(年	月 日報告)	□未実施	
【ハ.前回の検査に関する書類の写し】□]有 □無		
【4. 換気設備の検査者】			
(代表となる検査者)			
【イ. 資格】 () 建築士	()登録第	문
建築設備検査員		第	문
【ロ.氏名のフリガナ】			
【ハ.氏名】			
【二. 勤務先】			
() 建築士事務所	()知事登録第	号
【ホ.郵便番号】			
【へ. 所在地】			
【卜. 電話番号】			
(その他の検査者)			
【イ. 資格】 () 建築士	()登録第	号
建築設備検査員		第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【八. 氏名】			
【二.勤務先】			
() 建築士事務所	()知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【へ. 所在地】			
【卜. 電話番号】			

【5. 換気	設備の概要】				
【イ. 🖠	無窓居室】	□自然換気設備 (系	統 室)	□機械換気設備(系統 室)
		□中央管理方式の空気調	和設備(系統 室)	
		□その他(系統	室)	□無	
【口. ;	火気使用室】	□自然換気設備 (系	統 室)	□機械換気設備(系統 室)
		□その他(系統	室)	□無	
【ハ.)	居室等】	□自然換気設備 (系	統 室)	□機械換気設備(系統 室)
		□中央管理方式の空気調	和設備(系統 室)	
		□その他(系統	室)	□無	
【二. [防火ダンパー	の有無】 □有	□無		
【6. 換気	設備の検査の	状況】			
【イ. 扌	指摘の内容】	□要是正の指摘あり	(□既存不適	i格) □指摘なし	
【口. 扫	指摘の概要】				
【八. ī	改善予定の有	無】□有(年	月に改善子	·定) □無	
【7. 換気	設備の不具合	の発生状況】			
【イ. フ	不具合】	□有 □無			
[D. 7	不具合記録】	□有 □無			
【ハ. ī	改善の状況】	□実施済 □改善予定(年	月に改善予定) □]予定なし
【8. 排煙	設備の検査者	.]			
(代表と)	なる検査者)				
【イ. う	資格】)建築士	()登録第	号
		建築設備検査員		第	号
[口.]	氏名のフリガ	·ナ】			
【八. 」	氏名】				
【二. 剪	勤務先】				
		()建築士事務所	()知事登録第	号号
【ホ. 县	郵便番号】				
[^.]	所在地】				
【卜. 作	電話番号】				
(その他)	の検査者)				
【イ. う	資格】) 建築士	()登録第	号
		建築設備検査員		第	号
【口. 」	氏名のフリガ	`ナ 」			
【八. 」	氏名】				
【二.	勤務先】				
	() 建築士事務所	()知事登録第	号
【ホ. ュ	郵便番号】				
[^.]	所在地】				
[h. 1	電話番号】				
【9. 排煙	設備の概要】				
【イ. i	避難安全検証	法等の適用】			
□区ⅰ	画避難安全検	証法(階)	□階避難安全	検証法 (階)	
□全组	館避難安全検	証法 □その他()

【口.特別避難階段の	り階段室又は付室】	
□吸引式(区區	画) □給気式 (区画)	
□加圧式(区區	重) □無	
【ハ. 非常用エレベー	ーターの昇降路又は乗降ロビー】	
□吸引式(区區	画) □給気式 (区画)	
□加圧式(区ⅰ	」 □無	
【二. 非常用エレベー	ーターの乗降ロビーの用に供する付室】	
□吸引式(区區	画) □給気式 (区画)	
□加圧式(区區	」 □無	
【ホ.居室等】 🗆 🤉	及引式 (区画) □給気式 (区画) □無	
【へ. 予備電源】□	蓄電池 □自家用発電装置 □直結エンジン □その他()	
【10. 排煙設備の検査の料		
【イ.指摘の内容】	□要是正の指摘あり(□既存不適格) □指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ.改善予定の有無	無】□有(年 月に改善予定) □無	
【11. 排煙設備の不具合の		
【イ.不具合】	□有 □無	
【口.不具合記録】[□有 □無	
【ハ.改善の状況】[□実施済 □改善予定 (年 月に改善予定) □予定なし	
【12. 非常用の照明装置の		
(代表となる検査者)		
【イ. 資格】 ()建築士()登録第	号
桑	書築設備検査員 第	号
【ロ.氏名のフリガラ	+]	
【八. 氏名】		
【二.勤務先】		
	() 建築士事務所 () 知事登録第	号
【ホ.郵便番号】		
【个. 所在地】		
【卜. 電話番号】		
(その他の検査者)		
【イ. 資格】 ()建築士 () 登録第	号
建绿	案設備検査員 第	号
【ロ.氏名のフリガラ	+]	
【八.氏名】		
【二. 勤務先】		
() 建築士事務所 () 知事登録第	号
【ホ.郵便番号】		
【へ. 所在地】		
【卜. 電話番号】		

【13. 非常用の照明装置の概要	五					
【イ. 照明器具】□白熱炸	丁 (灯)	□蛍光灯(灯)			
)ランプ (灯)	□その他(灯)			
【□.予備電源】□蓄電池	也(内蔵形)(居室	灯、廊下	灯、階段 灯)			
□蓄電池	也(別置形)(居室	灯、廊下	灯、階段 灯)			
□自家用	用発電装置(居室	灯、廊下	灯、階段 灯)			
□蓄電池	也(別置形)・自家	発電装置併用	(居室 灯、廊下	灯、階段 灯	-)	
口その化	<u>łı</u> ()					
【14. 非常用の照明装置の検査	 ≦の状況】					
【イ.指摘の内容】]要是正の指摘あり	(□既存不適材	各) □指摘なし			
【ロ.指摘の概要】						
【ハ.改善予定の有無】[]有(年	月に改善予算	定) □無			
【15. 非常用の照明装置の不具	 具合の発生状況】					
【イ. 不具合】 □有	□無					
【□. 不具合記録】□有	□無					
【ハ.改善の状況】□実加	施済 □改善予定(年	月に改善予定)	□予定なし		
【16. 給水設備及び排水設備の	 D検査者】					
(代表となる検査者)						
【イ.資格】)建築士	()登録第	号	,	
建築記	设備検査員		第	号	-	
【ロ.氏名のフリガナ】						
【ハ.氏名】						
【二.勤務先】						
)建築士事務所	()知事登録第	号	-	
【ホ.郵便番号】						
【へ. 所在地】						
【卜. 電話番号】						
(その他の検査者)						
【イ. 資格】 ()建築士	()登録第	号	÷	
	建築設備検査員		第	号	÷	
【ロ.氏名のフリガナ】						
【ハ.氏名】						
【二.勤務先】						
()建築士事務所	()知事登録第	号	÷	
【ホ.郵便番号】						
【个. 所在地】						
【卜. 電話番号】						
【17. 給水設備及び排水設備の概要】						
【イ. 飲料水の配管設備】		基 m³)[□貯水タンク(⅓	基 m³)		
	□その他()			
【口. 排水設備】	□排水槽(□汚水	槽 □雑排水材	曹 □合併槽 □雨2	水槽・湧水槽)		
	□排水再利用配管)		
【ハ. 圧力タンクの有無】	□有 □無					

【二. 給湯方式】	□局所式 □中央式	
【ホ. 湯沸器】	□開放式燃焼器 □半密閉式燃焼器 □	密閉式燃焼器
	□その他()
【18. 給水設備及び排え	水設備の検査の状況】	
【イ. 指摘の内容】	□要是正の指摘あり(□既存不適格)	□指摘なし
【ロ. 指摘の概要】	1	
【ハ.改善予定の	有無】□有(年 月に改善予定)	□無
【19. 給水設備及び排7	水設備の不具合の発生状況】	
【イ.不具合】	□有 □無	
【口. 不具合記録】	】□有 □無	
【ハ.改善の状況】	】□実施済 □改善予定 (年 月に	改善予定) □予定なし

【20. 備考】

LA ← = n. A+ ■	

不具合を把 握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善 (予定)	改善処置の概要等
推した平月			年月	

【2.排煙設備】

	2 · 1/1/11/11	4 4			
	不具合を把 握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善 (予定) 年月	改善処置の概要等
-					

【3. 非常用の照明装置】

E = - >1 110 / 10 .	711.73 DE L			
不具合を把 握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善処置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把 握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善処置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- (5) 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「二」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について 作成してください。
- ② 1欄の「二」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを 入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認(建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。)について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の 報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築 設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入して ください。
- ① 4欄、8欄、12欄及び16欄の「二」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について 記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ② 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の 勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ③ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室(建築基準 法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。)について、「ロ」は、同項に規定する室(同項 に規定する特殊建築物の居室を除く。)について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては 「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について 記入してください。
- ④ 5欄の「二」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の 指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第 2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボッ クスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ (「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘をうけた項目について 改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改マークを入れ てください。
- (8) 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの(以下、「不具合」という。)について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- (9 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条(同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ② 9欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ② 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「一」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

【様式2】 第三十六号の七様式(第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係) (A4)

定期検査報告概要書

(建築設備(昇降機を除く。))

(第一面)

(2)14 part /	
【1. 所有者】	
【イ.氏名のフリガナ】	
【口. 氏名】	
【ハ.郵便番号】	
【二. 住所】	
【2. 管理者】	
【イ.氏名のフリガナ】	
【口. 氏名】	
【ハ.郵便番号】	
【二. 住所】	
【3. 報告対象建築物】	
【イ. 所在地】	
【ロ.名称のフリガナ】	
【八. 名称】	
【二. 用途】	
【4. 検査による指摘の概要】	
【イ. 指摘の内容】 □要是正の指摘あり(□既存不適格) □指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】	
【ハ.改善予定の有無】□有(年 月に改善予定) □無	
【二. その他特記事項】	
【5. 不具合の発生状況】	
【イ.不具合】 □有 □無	
【□. 不具合記録】□有 □無	
【ハ.不具合の概要】	
【二. 改善の状況】□実施済 □改善予定(年 月に改善予定)	
□予定なし(理由:)

ACOUNTY OF THE							
【1.建築物の概要】							
【イ. 階数】 地	也上 階	地下	階				
【口.建築面積】		m^2					
【ハ.延べ面積】		m^2					
【二. 検査対象建築設備	▮】□換気設備	□排煙設化	備□非常用	の照明装置			
□給水設備及び排水設備							
【2. 確認済証交付年月日等】							
【イ.確認済証交付年月	月日】	年	月 日第	号			
【口.確認済証交付者】	□建築主事	■ □指第	定確認検査機関	()		
【ハ. 検査済証交付年月	目目】	年	月 日第	号			
【二. 検査済証交付者】	□建築主事	■□指別	定確認検査機関	()		
【3. 検査日等】							
【イ. 今回の検査】	年	三月	日実施				
【ロ. 前回の検査】□集	そ施(年	三月	日報告) □未	笑施			
【ハ. 前回の検査に関す	-る書類の写し】	□有 □無					
【4. 換気設備の検査者】							
(代表となる検査者)							
【イ. 資格】 ()建築士		()登録第	号		
建築	E設備検査員			第	号		
【ロ.氏名のフリガナ】							
【八.氏名】							
【二.勤務先】							
()建築士事	事務所	()知事登録第	号		
【ホ.郵便番号】							
【へ. 所在地】							
【卜. 電話番号】							
(その他の検査者)							
【イ. 資格】 ()建築士		()登録第	号		
建築	E設備検査員			第	号		
【ロ.氏名のフリガナ】							
【八.氏名】							
【二.勤務先】							
()建築士事	事務所	()知事登録第	号		
【ホ.郵便番号】							
【へ. 所在地】							
【卜. 電話番号】							

【5. 換気	〔設備の概要】				
【イ.	無窓居室】	□自然換気設備(系統	室)	□機械換気設備(系	統 室)
		□中央管理方式の空気調和設化	莆 (系統 室)	
		□その他(系統 室)		□無	
【口.	火気使用室】	□自然換気設備(系統	室)	□機械換気設備(系	統 室)
		□その他(系統 室)		□無	
【 小 .	居室等】	□自然換気設備(系統	室)	□機械換気設備(系	統 室)
		□中央管理方式の空気調和設備	莆 (系統 室)	
		□その他(系統 室)		□無	
【二.	防火ダンパー	-の有無】 □有 □無			
【6. 排煙	巨設備の検査者				
(代表と	なる検査者)				
【イ.	資格】	() 建築士	()登録第	号
		建築設備検査員		第	号
【口.	氏名のフリカ	ヺナ】			
【八.	氏名】				
【二.	勤務先】				
		()建築士事務所	()知事登録第	号
【ホ.	郵便番号】				
[^.	所在地】				
[F.	電話番号】				
(その他	1の検査者)				
【イ.	資格】	() 建築士	()登録第	号
		建築設備検査員		第	号
【口.	氏名のフリカ	ヺナ 】			
【八.	氏名】				
【二.	勤務先】				
		()建築士事務所	()知事登録第	号
【ホ.	郵便番号】				
[^.	所在地】				
[F.	電話番号】				
【7. 排煙	設備の概要 】				
【イ.	避難安全検証	E法等の適用】			
	[画避難安全検	除証法(階)□階減	産難安全	全検証法 (階)	
□全	館避難安全檢	€証法 □その他()
【口.	特別避難階段	との階段室又は付室】			
□呀	划式(区	区画) □給気式(区画)			
□加	1圧式(区	☑画) □無			

【ハ. 非	常用エレ	ベーター	の昇降路と	又は乗降に	ュビー】						
□吸引	式(区画)	□給気式	(区国	町)						
□加圧	式(区画)	□無								
【二. 非	≅常用エレ	/ベーター	の乗降口し	ビーの用に	こ供する付室)	1					
□吸引	式(区画)	□給気式	(区国	町)						
□加圧	式(区画)	□無								
【ホ. 居	¦室等】		□吸引式	(区匯	町) □給約	気式(区画	i) □無	÷		
【へ. 予	備電源】	□蓄電池	□自家月	用発電装置	置 □直結工	ンジン	口その	他()	
【8. 非常用	の照明装	置の検査	者】								
(代表とな	る検査者	;)									
【イ. 資	格】	()建築士		()登録	第		号	
		建築設	備検査員					第		号	
【口. 氏	名のフリ	ガナ】									
【ハ. 氏	名】										
【二. 勤	務先】										
		()建築三	上事務所	()	知事登	绿第		号	
【ホ. 郵	『便番号】										
【へ. 所	「在地 】										
【卜. 電	話番号】										
(その他の	検査者)										
【イ. 資	格】	()建築士		()登録	常		号	
		建築設	備検査員					第		号	
【口.氏	名のフリ	ガナ】									
【ハ.氏	名】										
【二. 勤	務先】										
		()建築日	上事務所	()	知事登	録第		号	
【ホ. 郵	『便番号】										
【へ. 所	「在地 】										
【卜. 電	話番号】										
【9. 非常用	の照明装	置の概要]								
【イ. 照	明器具】	□白熱灯	(灯)	□蛍光	光灯 (灯)						
		\square L E D	ランプ(灯)	□その他(灯)					
【口. 予	備電源】	□蓄電池	(内蔵形)	(居室	灯、廊下	灯、	階段	灯)			
		□蓄電池	(別置形)	(居室	灯、廊下	灯、	階段	灯)			
		□自家用	発電装置	(居室	灯、廊下	灯、階	皆段	灯)			
		□蓄電池	(別置形)	・自家発	隆電装置併用	(居室	灯、	廊下	灯、階段	灯)	
		□その他	()						
【10. 給水設	横及び排	水設備の	検査者】								
(代表とな	る検査者	()									
【イ. 資	格】	() 建築=	±	()登	録第		号	

建築設備検査員	第	号
【ロ.氏名のフリガナ】		
【八. 氏名】		
【二. 勤務先】		
() 建築士事務所 ()知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】		
【个. 所在地】		
【卜. 電話番号】		
(その他の検査者)		
【イ. 資格】 () 建築士 ()登録第	号
建築設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】		
【ハ.氏名】		
【二. 勤務先】		
() 建築士事務所 ()知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】		
【个. 所在地】		
【卜. 電話番号】		
【11. 給水設備及び排水設備の概要】		
【イ. 飲料水の配管設備】□給水タンク (基 m³) □]貯水タンク (基 ㎡)	
□その他()	
【□.排水設備】 □排水槽(□汚水槽 □雑排水槽	□合併槽 □雨水槽・湧水槽)
□排水再利用配管設備 □その低	<u>h</u> ()
【ハ. 圧力タンクの有無】□有 □無		
【二. 給湯方式】 □局所式 □中央式		
【ホ. 湯沸器】 □開放式燃焼器 □半密閉式燃焼器	□密閉式燃焼器	
□その他()	
【12. 備考】		

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

(換気設備)

		氏 名	検査者番号
■おびはははあせん	代表となる検査者		
た検査者	その他の絵本書		
	その他の検査者		

	la tar						
					検査結果	ŧ	担当
番号			検 査 項 目 等	北北	要是正		12 = 1 検査者
钳与			快宜块口等	指摘		既存	番号
				なし		不適格	留写
1	法第28条第2	項▽は第3項に基づき	換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。			1 22 11	
(1)			給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気				
(1)	備						
(-)	1/用						
(2)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		観	各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)	1		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)	1		風道の取付けの状況			 	
(6)	1		風道の材質	-	+		
			× ····= 1424		<u> </u>		
(7)			給気機又は排気機の設置の状況		<u> </u>		
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備(中央	各居室の換気量			'	
		管理方式の空気調和					
(10)	İ '	設備を含む。)の性	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(/		能	The first the state of the stat				
(11)	中央管理方	売与調和設備の予画	空気調和設備の設置の状況		 		
(11)	十大日生刀	生ス明仲以帰り土安地の五年	全人間が開い取員の小児 マスパー クロスパー		<u> </u>		
(12)	式の空気調	1攻命及い配信の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	——	↓	<u> </u>	
	和設備	1	空気調和設備の運転の状況				
(14)	1	1	空気ろ過器の点検口				
(15)	1		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(16)	1 '	空気調和設備の性能			†	\vdash	
	1	- ハルッコロス 川 ツ 工化	各居室の相対湿度		+		\vdash
(17)	!	1	A-11-24	—			—
(18)	1 '	1	各居室の浮遊粉じん量		<u> </u>		L
(19)			各居室の一酸化炭素含有率				
(20)	1		各居室の二酸化炭素含有率			1	
(21)	1		各居室の気流		†		
	換気設備を製	」 设けるべき調理室等	II /II II · · · · /NU/III				<u> </u>
		排気筒、排気フード	ひだ価なの社所				
					<u> </u>		
(-/			及び煙突の取付けの状況				
(3)	換気設備	給気口、給気筒、排気	気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び拡	#気フードの位置				
(5)	İ '	給気口、給気筒、排気	気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況				
(6)	1	排気筒及び煙突の断熱					
	•						
(7)	1		然物、電線等との離隔距離				
(8)			ペー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設	煙突の先端の立ち上流	がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			'	
	備					'	
(10)	機械換気設	煙突に連結した排気管	奇及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(11)		換気扇による換気の料					
(12)	VIII	給気機又は排気機の記			 		
	! '						
(13)		機械換気設備の換気量			<u> </u>		
3	法第28条第2	項又は第3項に基づき	換気設備が設けられた居室				
(1)	防火ダン	防火ダンパーの設置の	の状況			1	
(2)	パー等(外	防火ダンパーの取付り	ナの状況				
(3)	壁の開口部	防火ダンパーの作動の	ひ状 況		\vdash	\vdash	
(4)	で延焼のお	防火ダンパーの劣化力	ひが担信の状況		 	 	—
	それのある	<u> </u>	Xい頂豚ツ朳伍	├	├	<u> </u>	
(5)	立に入りて記り十		口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		<u> </u>		
(6)	スォのな吟	防火ダンパーの温度し		<u></u>	<u></u>		
(7)		防火区画の貫通措置の	D状況				
(8)	<.)		の煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置		1		
(9)	1		の煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況		 		
	上記以外の核		7/生態が描く				
——	上記以外の	双正块口寸					
						<u> </u>	
					<u> </u>		
						'	
特記事	項						
							改善(予
番号	様	食査項目等	指摘の具体的内容等 改善策の)具体的内	容等	ļ	定)年月
							足/ 千万
I	1					ļ	
<u> </u>							
I	1					ļ	
							—
I	1					ļ	
I	1					ļ	
							
	1					Į.	

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った 検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ① 1(10)「各居室の換気量)」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表を添付してください。
- ② 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表を添付してください。
- ④ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ④ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- ⑤ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

(排煙設備)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与し	代表となる検査者		
た検査者	この40の絵本字		
	その他の検査者		

					検査結果	:	担当
番号			検 査 項 目 等	指摘なし	要是正	既存	検査者 番号
1	令第123条第 に規定するF		る階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路	又は乗降口	 ピー、令9	不適格 第126条の:	2第1項
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)	217217	\$17±17A - 7 1 19E	排煙風道との接続の状況				
(3)			排煙出口の設置の状況				
(4)			排煙出口の周囲の状況	_			
(5)			屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	_			
(7)		19F/王位文・ノ「土 化	作動の状況	_			
(8)			TF動の状況 電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	_			
(9)			排煙機の排煙風量		ļ		
10)	LIL lat		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
-	排煙口	機械排煙設備の排煙	V//				
12)		口の外観	排煙口の周囲の状況				
13)			排煙口の取付けの状況				
14)			手動開放装置の周囲の状況				
15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
16)			手動開放装置による開放の状況				
17)		口の性能	排煙口の開放の状況				
18)			排煙口の排煙風量				
19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
20)			煙感知器による作動の状況				
21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
22)			排煙風道の取付けの状況				
23)		埋設部分を除く。)	排煙風道の材質				
24)			防煙壁の貫通措置の状況				
25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
26)			防火ダンパーの取付けの状況				
-			防火ダンパーの作動の状況	_			
27)		それのある部分に設	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
28)				_			
29)		17 0 0 17 0 171 (8 7	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)	of transfer to take Sele	all and 3 latter - III last an	防火区画の貫通措置の状況				
			排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
` /	の排煙設備		排煙口及び給気口の周囲の状況				
34)		口の外観	排煙口及び給気口の取付けの状況				
35)			手動開放装置の周囲の状況				
36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
37)		特殊な構造の排煙設	排煙口の排煙風量				
38)		備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
39)			煙感知器による作動の状況				
40)		特殊な構造の排煙設	給気風道の劣化及び損傷の状況				
41)		備の給気風道(隠蔽	給気風道の材質				
42)		部分及び埋設部分を	給気風道の取付けの状況				
43)		除く。)	防煙壁の貫通措置の状況				
44)		特殊な構造の排煙設	給気送風機の設置の状況	_			
11/		備の給気送風機の外					
45)		観	給気風道との接続の状況				
46)		17-	排煙口の開放と連動起動の状況		—		
47)		備の給気送風機の性		-	<u> </u>		
48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	_	 		
_		1214		-	-		-
49)			給気送風機の給気風量 中中等理会における制御RTVに動物的の際担の地辺				
50)		此事 入事 /# ~ JJL lar*=n.	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		-		
51)		特殊な構造の排煙設備の公気が展開			1		
52)		備の給気送風機の吸					
53)		込口	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
$\overline{}$			る階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路	又は乗降口	Ľ—		
(1)		め階段室又は付室	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
- 1	及び非党田コ	レベーターの昇降					
(2)		ビーに設ける排煙	給気口の周囲の状況				

(0)			井	1		1	
(3)			排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4)			排煙風道の取付けの状況	1			
(5)		く。)	排煙風道の材質				
(6)			給気口の周囲の状況				
(7)	i		給気口の取付けの状況				
(8)	1	給気口の外観	給気口の手動開放装置の周囲の状況				
_				+	1	 	
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況			<u> </u>	
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)		MAKHVILL	給気口の開放の状況				
(12)		給気風道(隠蔽部分	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)	i	及び埋設部分を除	給気風道の取付けの状況			<u> </u>	
	1			+	-	<u> </u>	
(14)		<。)	給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)		// A(A) /	給気風道との接続の状況				
(17)	加圧防排煙		給気口の開放と連動起動の状況				
(18)	設備		給気送風機の作動の状況				
(19)	ux vm	給気送風機の性能	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	_	_		
					-		
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)			吸込口の設置位置				
(22)		給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況				
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)	1	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	1	1	1	
		<u> </u>	空気逃し口の大きさ及び位置	+	1	 	
(25)		#FW1 - ~ 8 #		+	+	 	
(26)		空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況			ļ	
(27)			空気逃し口の取付けの状況				
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	1		1	
(29)			圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)		圧力調整法器の外細	圧力調整装置の周囲の状況	 		<u> </u>	
		ルーノノルリュモュスローソノノト戦		1	 	 	
(31)		net 1 amaka tiren - 12 tir	圧力調整装置の取付けの状況	+	-		
(32)			圧力調整装置の作動の状況			l	
3		2第1項に規定する					
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動	の状況				
(2)		手動降下装置による	<u>車動の状況</u>			T T	
(3)		煙感知器による連動					
(4)		可動防煙壁の材質	-> ·γ	_	_		
			亚	+	-	1	
(5)		可動防煙壁の防煙区					
(6)		甲央官埋室における	制御及び作動状態の監視の状況	I	L	l	
	予備電源						
(1)	自家用発電	自家用発電装置等の	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
	装置	状況	発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況	1	1	1	
(4)			然料油、潤滑油及び冷却水の状況	+	 	 	
				+	 	 	
(5)			始動用の空気槽の圧力				
	l		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	1	<u></u>	<u></u>	
(6)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(6)							!
(7)							
(7) (8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(7) (8) (9)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況	1			
(7) (8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関	ł			
(7) (8) (9) (10)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に関 る。)	Į.			
(7) (8) (9) (10)			計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限 る。) 接地線の接続の状況	1			
(7) (8) (9) (10) (11) (12)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗	1			
(7) (8) (9) (10)		自家用発電装置の性	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限 る。) 接地線の接続の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12)		自家用発電装置の性 能	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況	mov			
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15)			計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況	no.			
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 連転の状況 排気の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)		能	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 オースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースの状況 スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スースのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのがより スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとのが スーとの スーとの スーとの スーとの スーとの スーとの スーとの スーとの				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)		能	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 妨動の状況 運転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 直結エンジンの設置の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19)		能	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 増重の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)		能	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 妨動の状況 運転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 直結エンジンの設置の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)		能	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 妊動の状況 遅転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び帝却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21)		能	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 に結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 性水的用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22)		能	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機置の取付けの状況。 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23)		能	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 連転の状況 排気の状況 が重転の状況 排気の状況 非気の状況 に直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 とル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 総気部及び排気管の取付けの状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24)		能	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 増気の状況 非気の状況 非気の状況 非気の状況 非気の状況 か動の状況 非気の状況 非気の状況 かかれば、 アンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 に結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器段及びランプ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ソベルト 接地線の接続の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25)	V	直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 好動の状況 理転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び帝却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 絡気部及び排気管の取付けの状況 Vベルト 接地線の接続の状況 絶縁抵抗				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)	<i>ک</i>	直結エンジンの外観直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 増気の状況 非気の状況 非気の状況 非気の状況 非気の状況 か動の状況 非気の状況 非気の状況 かかれば、 アンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 に結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器段及びランプ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ソベルト 接地線の接続の状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)	V	直結エンジンの外観直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 好動の状況 理転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び帝却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 絡気部及び排気管の取付けの状況 Vベルト 接地線の接続の状況 絶縁抵抗				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)	<i>ک</i>	直結エンジンの外観直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 好動の状況 理転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び帝却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 絡気部及び排気管の取付けの状況 Vベルト 接地線の接続の状況 絶縁抵抗				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)	<i>ک</i>	直結エンジンの外観直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 好動の状況 理転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び帝却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 絡気部及び排気管の取付けの状況 Vベルト 接地線の接続の状況 絶縁抵抗				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)	<i>ک</i>	直結エンジンの外観直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 好動の状況 理転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び帝却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 絡気部及び排気管の取付けの状況 Vベルト 接地線の接続の状況 絶縁抵抗				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)	<i>ک</i>	直結エンジンの外観直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 好動の状況 理転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び帝却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 絡気部及び排気管の取付けの状況 Vベルト 接地線の接続の状況 絶縁抵抗				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (5)	上記以外の核	直結エンジンの外観直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 好動の状況 理転の状況 排気の状況 コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動のお 況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び帝却水の状況 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 絡気部及び排気管の取付けの状況 Vベルト 接地線の接続の状況 絶縁抵抗				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの性能養養項目等	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況				改盖(予
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (56) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの外観	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況		容等		改善(予日
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの性能養養項目等	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況		容等		改定
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの性能養養項目等	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況		容等		
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの性能養養項目等	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況		容等		
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの性能養養項目等	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況		容等		
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの性能養養項目等	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況		容等		
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの性能養養項目等	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況				
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 5	上配以外のを	直結エンジンの外観直結エンジンの性能養養項目等	計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 自家用発電機室の聆付けの状況(屋内に設置されている場合に関 る。) 接地線の接続の状況 絶縁抵抗 電源の切替えの状況 始動の状況 運転の状況 排気の状況 連転の状況 排気の状況 直結エンジンの設置の状況 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 セル始動用著電池及び電気ケーブルの接続の状況 計器類及びランブ類の指示及び点灯の状況 給気部及び排気管の取付けの状況 ヤベルト 接地線の接続の状況 始齢級状況		容等		

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二 (ろ) 欄に掲げる検査事項について同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に〇印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に〇印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、〇印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表を添付してください。
- ② 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表を添付してください。
- ③ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表を添付してください。
- ④ 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- から別に準して検査結果等を配入してください。なね、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。 ⑤ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査 項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘が及は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場 合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該 年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- ® 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

(非常用の照明装置)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与し	代表となる検査者		
た検査者	その他の絵本書		
	ての他の快重相		

						14		
						検査結果	ţ	担当
番号			検 査 項 目 等		指摘	要是正		検査者
" '					なし		既存	番号
					-		不適格	
	照明器具	L R Z Z L S M						
		使用電球、ランプ等	ils Sm					
(2)		照明器具の取付けの						
			の蓄電池及び自家用発電装置					
	予備電源		及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能					<u> </u>
(2)	照度	照度の状況						
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の						
(4)	配線		貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)				
		の蓄電池及び自家用発						
	配線		及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を	:除く。)				
(2)	1	電気回路の接続の状況						
(3)	1		びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況					
(4)	1		の照明器具間の耐熱配線処理の状況(隠蔽部分及	び埋設部分を除く。)				<u> </u>
(5)	切替回路		也設備への切替えの状況					
(6)			発電装置併用の場合の切替えの状況					
	電池内蔵形の		V. No.			,		
		充電ランプの点灯の						
(0)			明兼用器具の専用回路の確保の状況					
	電源別置形の							
	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)			蓄電池室の換気の状況					
(3)			蓄電池の設置の状況					
(4)		蓄電池の性能	電圧					
(5)			電解液比重					
(6)			電解液の温度					
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況					
(8)			キュービクルの取付けの状況					
6	自家用発電装	支置						
(1)	自家用発電	自家用発電装置等の	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)	装置	状況	発電機の発電容量					
(3)			発電機及び原動機の状況					
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(5)			始動用の空気槽の圧力					
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状	況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況					
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(9)	†		自家用発電装置の取付けの状況					
	†		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置	置されている場合に限				
(10)			る。)					1
(11)	1		接地線の接続の状況					
(12)			絶縁抵抗					
(13)		自家用発電装置の性	電源の切替えの状況					
(14)		能	始動の状況					
(15)	†		運転の状況					
(16)	†		排気の状況					
(17)	†			の補機類の作動の状況				
7	上記以外の核	全項目等				•		,
特記事	耳					•		
		^*-= D #*	# # = B // # + + # #	7. * # A				改善(予
番号	^核	食査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の	具体的闪	谷寺		定)年月
I								
								
l								1
	 							
				<u> </u>				
I	1		i l				,	1

- この書類は、建築物ごとに作成してください。 (1)
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄 (3) に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構 いません。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を $\overline{(7)}$ 記入してください。
- (8) 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認され たときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った 検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法 を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から ⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項 目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を 記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⊕ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してくだ さい。

(給水設備及び排水設備)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した 検査者	代表となる検査者		
検査者	その他の給杏者		
	ての他の快宜有		

						検査結果	Į	40.14
₩ 🗆			₩ * * • • • •		114.14	要是正		担当
番号			検 査 項 目 等		指摘	~~=	既存	検査者
					なし		不適格	番号
1	飲料用の配管	乳件 性心乳件					小心怕	l
								ı
		配管の取付けの状況	U. Ne					
(2)	び排水配管	配管の腐食及び漏水の	つ状況					
(3)	(隠敝部分及	配管が貫通する箇所の	0損傷防止措置の状況					
(4)	び埋設部分を	継手類の取付けの状況	7					
(5)	除く。)	保温措置の状況						
(6)		防火区画等の貫通措置	その代治					
		配管の支持金物	三 2 1/1/1/1/1			-	-	
(7)			hart at the man at 10 kg					
(8)		飲料水系統配管の汚り	と防止措直の状況					
(9)		止水弁の設置の状況			L			
(10)		ウォーターハンマーの						
(11)		給湯管及び膨張管の記	设置の状況					
2	飲料水の配管	设備					•	
		給水タンク等の設置の	7. 朱. 沙					
			ぎ、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状泡					
(2)	ナタンカ (四	和小グング 寺の囲気で	3、小扱さ官、オーハーノロー官寺の故直の仏(π				
	ボグマグ (以下「公本カン	給水タンク等の腐食及	という様式の状況		L			
(4)	トー和小グン	給水用圧力タンクの多	安全装置の状況 アンチャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
(5)	ク等」とい	給水ポンプの運転の物	 大況					
(6)	う。) 並びに	給水タンク及ポンプ等	等の取付けの状況					
(7)	給水ポンプ	給水タンク等の内部の						
	公担犯借 (任		最を除く。) の取付けの状況					
(9)	現 ルンノ を 百	ガス湯沸器の取付けの						
		給湯設備の腐食及び液	承水の状況 おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おお					
3	排水設備							
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの	D大きさ					
(2)		排水槽の通気の状況						
(3)		排水漏れの状況						
(4)		排水ポンプの設置の料	Π(4			\vdash		
(5)		排水ポンプの運転の特						
(6)			k設備の処理能力及び予備電源の状況					
(7)	排水再利用配	雑用水の用途						
(8)	管設備(中水	雑用水給水栓の表示の	0状況					
(9)		配管の標識等						
(10)		雑用水タンク、ポンプ	プ笙の設置の出記					
_			一寸の改画の状況			-		
(11)	9 Mc // III I	消毒装置	h Sm					
		衛生器具の取付けの特						
(13)		排水トラップの取付に	けの状況					
	他 ラップ				1	1	1	
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及	ひ設置の状況					
(15)	配水管	公共下水道等への接続						
(16)	HL/J\ E	雨水排水立て管の接続			$\vdash \!$	-	—	
			/L V ノ 1/\ 1/\L					
(17)		排水の状況						
(18)		掃除口の取付けの状況			L			
(19)		雨水系統との接続の特	犬況					
(20)		間接排水の状況						
(21)	通気管	通気開口部の状況						
(22)	~=/\\	通気管の状況						
4	上記以外の検							
4	上記以外の使:	E 項目等						
特記事	1							
14 00 4	- 							ル学 /マ
番号	検	査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の	具体的内	容等		改善(予 定)年月
								走 / 年月
—								
—								
—								
								1

- この書類は、建築物ごとに作成してください。 1
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄 (3) に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構 いません。
- ④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。 「検査結果」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。 (5)
- (6)
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を 7 記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った (10) 検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑦から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項 目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を 記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑱ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してくだ さい。

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A4)

測定年月日		測定機器 メーカー名			型式番号等	
階	室名	必要換気量(m³/h)	換 気 方 式	換気設備機種名*注1	換気状況の評価*注2	判定
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる 方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日			測定機器 メーカー名			型式番号等		
室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量(m³/h)	開口面積(m²)	測定風速 ^{*注} (m/s)	測定風量(m³/h)	判 定
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正
			40 · 30 · 20 · 2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

別表3 排煙風量測定記録表(A4)*注1)

別表			Tri Nort II his	
測定	年月日 測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	排煙機系統(機器番号等)	排煙機銘板表示	排煙機の規定風量	<u>.</u>
1			最大防煙区画面積 $m^2 \times 1$ or 2	$=$ m^3/min
		L (32)		
	#			、 判 定
	階 室 名 排煙口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (m³/min) 規定風量 (m³/mir	1)
2				指摘なし・要是正
4				指摘なし・要是正
				指摘なし・要是正
				指摘なし・要是正
		煙 機		判 定
3	排煙機 (番号等) 煙排出口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (m³/min) 規定風量 (m³/mir	1)
				指摘なし・要是正
	古付っ、いい、(中陸・)、「文牌最近立は古付っ、いい、			
	直結エンジン (内燃エン) 予備電源又は直結エンジン ジン) の有無 切り替え		5 排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関	係がわかる図を記入すること)
4	有・無 指摘なし・要是正			
	月 ・ 無 相摘なし・安定正			
	注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。			
	注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の	平均風速を記入する。		
	注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は	、実施時期、測定方法、		
	測定値等が適正であるか否かを判定すること。			

別表3-2 排煙風量測定記録表(A4) 給気式(特殊な構造の排煙設備)

測定	年月日	外上、土里的人		則定機器 メーカー名	11110	112 - 1/147	3	型式番号等				
1		給気送	風機系統(機器番	5号等)	給気送風	機銘板表示	<u> </u>	糸	合気送風機の	性能(風量)		
1											m³/n	nin
				排	煙	口					判	定
9	階	室	名	排煙口面積 (m²)	測定風速	(m/s)*注1)	測定風量	(m^3/min)	規定風量	(m^3/min)	1,3	
4											指摘なし	
											指摘なし	・要是正
				給	気 送 厘	機					判	定
0		n	瓜は 口 英 種 (🗝)		治学国生	(/) . 2/2++)	加宁国县	(200 ³ /20 i 20)	担今回具	(3 /)	T-1	ΛE

測定風速 (m/s)*注1)

測定風量 (m³/min)

	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン
4		切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

吸込口面積 (m²)

3

- 注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、 測定値等が適正であるか否かを判定すること。

5	排煙系統図	(給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

規定風量 (m³/min)

指摘なし・要是正

別表3-3 排煙風量測定記録表(A4) 加圧式(加圧防排煙設備)

測定年	平月 日		ì	測定機器 メーカー名		型式番号等				
1		給気送風機	系統	(機器番号等)	給気送風機銘板表示		給気送風機	との性能(風量)		
1								m^3/m	nin	
					遮煙開口部・空気逃					
	階	室	名	空気逃し口の方式*注1)		見し日 規定排出風速*注3(m/s)	算定式*注3)	遮煙開口部の高さ(m)	判	定
				1. 自然方式 □ 2. 機械方式 □ 3. 併用方式 □					指摘なし	・要是正
2				1. 自然方式 □ 2. 機械方式 □ 3. 併用方式 □					指摘なし	・要是正
				1. 自然方式 □ 2. 機械方式 □ 3. 併用方式 □					指摘なし	・要是正
				1. 自然方式 □ 2. 機械方式 □ 3. 併用方式 □					指摘なし	・要是正

3		吉エンシ ンジン)	^ジ ン の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
1	有	•	無	指摘なし・要是正

- 注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マ ークを入れる。
- 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入
- 注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排 出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」 欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排 出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙 開口部の高さを表す。
- ①V=2.7√H ②V=3.3√H ③V=3.8√H 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、 測定値等が適正であるか否かを判定すること。

4	排煙系統図	(給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

別表4 非常用の照明装置の照度測定表(A4)

測定年月日		13XE - MIXINICA (測定機器 メーカー名		型式番号等	
光 源 🤈	7 種 類		最低照度の測定場所	最	低 照 度 (1 x)	判 定
)L 1/1 v.	2 1± 39.	階	部屋・廊	下等		13 ~
白 素	対					指摘なし・要是正
蛍 爿	と 灯					指摘なし・要是正
その他()					指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測 定 位 置*注1	光源の種類 ^{*注2}	照 度 (lx)
			3=500	
(A) 「知点は異」	期)った 「山まら仏に、 「七晩古も仏に、のとこは			

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。

注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあっては、(内)と付す。

注)各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真

部位	番号		 查項目等		話結果
可小小				□ 要是正	□ その他
			特記事項		
	写真貼付	†			
	采旦	1 ->-7	大百日 <i>饮</i>	₩★	5
部位	番号	検査	查項目等		E 結果
部位	番号	検3		検査 □ 要是正	E結果 □ その他
部位	番号	検査	查項目等 特記事項		
部位	番号	検3			
部位	番号	検査			
部位	番号	検査			
部位	番号	検3			
部位	番号	検3			
部位	番号	検3			
部位					
部位	番号 写真貼付				
部位					
部位					
部位					
部位					
部位					
部位					
部位					

- ① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

【様式1】 第三十六号の八様式(第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に 相違ありません。

特定行政庁

様

 令和
 年
 月
 日

 報告者氏名
 印

 検査者氏名
 印

【1. 所有者】

【イ.氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ.氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二.住所】

【ホ. 電話番号】

【3.報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【二. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

□要是正の指摘あり(□既存不適格)□指摘なし

※受付欄				※特記欄	※整理番号欄
	年	月	目		
第			号		
係員印					

D 4 2 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4				
【1. 建築物の概要】				
【イ. 階数】 地上	階 地下	階		
【口. 建築面積】	m²			
【ハ. 延べ面積】	m²			
【2. 確認済証交付年月日等】				
【イ.確認済証交付年月日】	年	月 日第	号	
【口.確認済証交付者】 □	建築主事 口指定	官確認検査機関()	
【八. 検査済証交付年月日】	年	月 日第	号	
【二.検査済証交付者】 □	建築主事 口指定	官確認検査機関()	
【3. 検査日等】				
【イ. 今回の検査】	年 月	日実施		
【ロ. 前回の検査】□実施(年 月	日報告) □未実施		
【ハ. 前回の検査に関する書類の	写し】□有 □無	Ħ.		
【4. 防火設備の検査者】				
(代表となる検査者)				
【イ. 資格】 ()建築士	()登録第	号	
防火設備検査員		第	号	
【ロ. 氏名のフリガナ】				
【八. 氏名】				
【二.勤務先】				
()建築士	事務所()知事登録第	号	
【ホ.郵便番号】				
【个. 所在地】				
【卜. 電話番号】				
(その他の検査者)				
【イ. 資格】 ()建築士	()登録第	号	
防火設備検査員		第	号	
【ロ. 氏名のフリガナ】				
【八. 氏名】				
【二. 勤務先】				
()建築士	事務所()知事登録第	号	
【ホ.郵便番号】				
【へ. 所在地】				
【卜. 電話番号】				

【 5 . 防火設備の概要】
【イ.避難安全検証法等の適用】
□階避難安全検証法(階) □全館避難安全検証法
□その他(
【口. 防火設備】
□防火扉(枚) □防火シャッター(枚)
□耐火クロススクリーン (枚) □ドレンチャー (台)
□その他(台)
【6. 防火設備の検査の状況】
【イ. 指摘の内容】 □要是正の指摘あり(□既存不適格) □指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ.改善予定の有無】□有(年 月に改善予定) □無
【7. 防火設備の不具合の発生状況】
【イ. 不具合】 □有 □無
【□.不具合記録】□有 □無
【ハ.改善の状況】□実施済 □改善予定(年 月に改善予定) □予定なし
【8. 備考】

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把 握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善処置の概要等

(注意)

- 1. 各面共通関係
 - ① ※印のある欄は記入しないでください。
 - ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 - ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の 6 欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、 4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の 6 欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて 4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告 について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを 入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。 当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「二」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築 士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ① 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条(同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ② 5欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ③ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。 指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑤ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ(「既存不適格」の チェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘を受けた項目について改善予定があるとき は「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。 改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの(以下「不具合」という。)について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「一」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

【様式2】 第三十六号の九様式(第六条、第六条の三、第十一条の四関係) (A4)

定期検査報告概要書

(防火設備)

(第一面)

【1. 所有者】			
【イ.氏名のフリガナ】			
【口. 氏名】			
【ハ.郵便番号】			
【二.住所】			
【2.管理者】			
【イ.氏名のフリガナ】			
【口.氏名】			
【ハ.郵便番号】			
【二.住所】			
【3.報告対象建築物】			
【イ. 所在地】			
【ロ.名称のフリガナ】			
【ハ. 名称】			
【二.用途】			
【4. 検査による指摘の概要	五		
□要是正の指摘あり(□	□既存不適格) □指摘なし		
【5. 不具合の発生状況】			
【イ.不具合】	□有 □無		
【口. 不具合記録】	□有 □無		
【ハ. 不具合の概要】			
【ニ.改善の状況】	□実施済 □改善予定(年 月に改善予定)	
	□予定なし(理由:)	

【1. 建	建築物の概要 】						
	'. 階数】	地上	谐	地下	階		
[=	1. 建築面積】		1	m²			
[/	ヽ. 延べ面積】		1	m²			
【2. 科	室認済証交付年月日	等】					
	'. 確認済証交付年	月日】		年	月 日	第	号
[E	1. 確認済証交付者	·] 🗆	建築主事	□指定	E確認検査機関	曷()
[/	、検査済証交付年	月日】		年	月 日	第	号
[=	検査済証交付者	·] 🗆	建築主事	□指定	E確認検査機関	曷()
	全工等】						
	'. 今回の検査】		•	月	1.54%		
_	1. 前回の検査】□		年		. ,, ,]未実施	
[/	ヽ. 前回の検査に関	する書類の	写し】口	有 口無	É		
T . P							
	ち火設備の検査者】						
	をとなる検査者)) 7+1 hrh 1		,	\	ka.	п
[1	'. 資格】 (() 		
,		∵備検査員 •			第	₿	号
_	1. 氏名のフリガナ	`1					
_	N. 氏名】						
[3	勤務先】	\ 7 4. 644 1	+ 3/r = r	(\	= <i>h/h</i>	
T) 建栗士-	事務所	()知事登錡	求男	号
	示. 郵便番号】						
	. 所在地】. 電話番号】						
	· · -						
)他の検査者)	\ 7 4 \ \ \ 7 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		(\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	^	П
14	`. 資格】 (吐.la=11			()登録第		号 号
I ⊢		:備検査員 - 1			第	5	万
_	· 氏名のフリガチ · 氏名】	1					
	`. 以名】 勤務先】						
1 ~	勤伤尤】 () 建筑土	車黎正	()知事登録	3.	号
T ⊶	、郵便番号】	/ 建笨工	ザ1カ バ	(/ 州尹宜國	N ATT	J
	·. 郵便番号】 ·. 所在地】						
	·. 別任地】 ·. 電話番号】						
L 1							

【5. 防火設備の概要】			
【イ.避難安全検証法等の適用】			
□階避難安全検証法(階)	□全館避難安全検証法		
□その他()		
【口. 防火設備】			
□防火扉(枚)	□防火シャッター(枚)	
□耐火クロススクリーン(枚) □ドレンチャー (台)	
□その他 (台)			
【6. 備考】			

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

(防火扉)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者		
検査者	その他の検査者		
1	での他の検査者		

					検査結果	Į	担当
番号	檢	査 項 目	┃ ┃ 検査事項	指摘	要是正) 担ヨ ・検査者
ш.,			WE TO	なし		既 存 不適格	番号
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)	防火扉	扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)	DJ DC BE		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)		煙感知器、熱煙複合式	設置位置				
(6)		感知器及び熱感知器	感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)			スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)		連動制御器	結線接続の状況				
	連動機構	(土地) 时中市	接地の状況				
(11)			予備電源への切り替えの状況				
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)		上 到城情川] 佣电你	容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の	が生活	防火扉の閉鎖の状況				
(17)		71/11	防火区画の形成の状況				
上記以	以外の検査項目						
特記事	耳						
番号		検査項目	指摘の具体的内容等	改善	の具体的	内容等	改善(予 定)年月

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防 火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑤ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ① 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ② 各階平面図を添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。
- 3 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとともに、撮影した写真の位置を平面図に明記してください。

(防火シャッター)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者		
検査者	その他の検査者		
	での他の検査相		

				検査結果			+□ \ \
番号	姶	査 項 目	 検査事項	指摘	要是正		担当 検査者
田石	193	且 炽 口	快旦争快	おしなし		既 存 不適格	番号
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)			軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び				
(0)			開閉機の取付けの状況※				
(3)			スプロケットの設置の状況※ 軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプ				
(1)		駆動装置	ロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況				
			*				
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及				
(-)			び損傷の状況				
(6)	防火シャッ	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況				
(7)	ター	ケース	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況 劣化及び損傷の状況				
(9)			劣化及び損傷の状況				
(3)		ル	フォーロルへ 〇 1月 1例 Y Z W Z D L				
(10)		-	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状				
		产宝吐山壮果	況				
(12)		危害防止装置	危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況				
(15)		煙感知器、熱煙複合式					
(16)		感知器及び熱感知器	感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)			スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)	/# 47 PW PIII	連動制御器	結線接続の状況				
	連動機構		接地の状況				
(21)			予備電源への切り替えの状況				
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(24)		自動閉鎖装置	容量の状況 設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(00)			防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)	総合的な作動の	D状況	防火区画の形成の状況				
	人外の検査項目		例人区画の形成の状況		l		l
با نام ــــ	ハバツ大三切日			I	1		
特記事					-		
		- トナボロ	Holde on D. 11.11. I. Jacks	71.34	∞ В Ц. И .	+ r= r*	改善(予
番号		検査項目	指摘の具体的内容等	改善	の具体的	小谷等	定)年月

- は思り
 ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 ⑤ 「検査結果」欄は、別表 (い) 欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表 (い) 欄に掲げる検査項目について同表 (ろ) 欄に掲げる検査事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に〇印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもので あることが確認されたときは、〇印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ※備は、日本的に開闭するものについてのみ記入してくたさい。 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加 し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法 が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してくださ い。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合 「町山野県」は、(映重い和木、安定止い相綱がのつた場合いはが、相綱がない場合にめつくも特記すべき事項がある場合 に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記 入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入 し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所を明記して ください。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとと もに、撮影した写真の位置を平面図に明記してください。

(耐火クロススクリーン)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した 検査者	代表となる検査者		
	その他の絵本書		
	その他の検査者		

					検査結果	Į	10 V
≖ □	 検査項目	ᅕᆑᄆ	10.4-4-47	亜早正			担当
番号	快	宜 垻 日	検査事項 	指摘 なし 		既 存 不適格	· 検査者 番号
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		ĺ		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況				
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況				
(4)		カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(6)	耐火クロスス クリーン	まぐさ及びガイドレー ル	劣化及び損傷の状況				
(7)			危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)		危害防止装置	危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)			作動の状況				
(12)		煙感知器、熱煙複合式					
(13)		感知器及び熱感知器	感知の状況				
(14)			スイッチ類及び表示灯の状況				
(15)		Note of Late Con P.P.	結線接続の状況				
(16)		連動制御器	接地の状況				
(17)	連動機構		予備電源への切り替えの状況				
(18)			劣化及び損傷の状況				
(19)		連動機構用予備電源	容量の状況				
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(22)			耐火クロススクリーンの閉鎖の状況				
(23)	総合的	的な作動の状況	防火区画の形成の状況				
. ,	」 J外の検査項目		例入区画 切形成 切状化		1	l	
上記名	<u> </u>			1			1
44	<u> </u>						
特記事	→ 項						
番号	検査項目		指摘の具体的内容等	改善	い 具体的内容等		改善(予 定)年月

- この書類は、建築物ごとに作成してください。 1
- (2) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検 査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その 他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表 (い) 欄に掲げる検査項目について同表 (ろ) 欄に掲げる検査事項のいずれかが同 (6) 表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に〇印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の 検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの 項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「公善策の場合及び改善策が明らかになっている場合は「公善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している場合は「公本等」を表現している。 「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- (12) 各階平面図を添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所を明記してく ださい。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとともに、 撮影した写真の位置を平面図に明記してください。

(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者		
検査者	この他の絵本孝		
	ての他の快宜石		

					検査結果		1
	検	査 項 目	10.4.4.4	一面旦元			担当
番号			検査事項 	指摘なし		既 存 不適格	検査者 番号
(1)		設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況				
(2)]	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)		開閉弁	開閉弁の状況				
(4)	}	排水設備	排水の状況				
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)		小小小	給水装置の状況				
(7)	ドレンチャー		ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)	等		結線接続の状況				
(9)	'4		接地の状況				
(10)			ポンプ及び電動機の状況				
(11)		加圧送水装置	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況				
(15)		煙感知器、熱煙複合式	設置位置				
(16)		感知器及び熱感知器	感知の状況				
(17)			スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)		dul/fen det.	結線接続の状況				
(19)	N-14-51 1/1/ 1##	制御盤	接地の状況				
(20)	連動機構		予備電源への切り替えの状況				
(21)			劣化及び損傷の状況				
(22)		連動機構用予備電源	容量の状況				
(23)		自動作動装置	設置の状況				
(24)		手動作動装置	設置の状況				
(25)			ドレンチャー等の作動の状況				
(26)	総合的な作動の	D状況	防火区画の形成の状況				
` ,	」 人外の検査項目		例八匹画の形成の代仇				
- AC	X/IV/KEAG				1		
特記事	耳項				ı		
番号		検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等		改善(予 定)年月	
							/=/ 1/1

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合 は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。 ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」間のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが 同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。 (6)
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。 (7)
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に〇印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、〇印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備 の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、 ⑤から⑥に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑥に準じて検査結果等を記入してください。なお、こ れらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に 該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年 月を()書きで記入してください。
- ② 各階平面図を添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含 む)のあった箇所を明記してください。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するととも に、撮影した写真の位置を平面図に明記してください。

関係写真

部位	番号	検査項目		検査結果			
티기산				要是正	□ その他		
			特記事項				
	写真則	占付					
	番号	冶	項目	上			
部位	番号	検査	項目		活果		
部位	番号	検査		検査	活果 一その他		
部位	番号	検査	項目 特記事項				
部位	番号	検査					
部位	番号	検査					
部位	番号	検査					
部位	番号	検査					
部位	番号	検査					
部位							
部位	番号						
部位							
部位							
部位							
部位							
部位							
部位							

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。